

堺市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場、堺市金岡公園テニスコート

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

団体名 堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ

代表団体 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

構成団体 美津濃株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料 7,453万4,840円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市金岡公園体育館

所在地 北区長曾根町

設置年月 平成元年10月

設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄骨コンクリート造、一部鉄骨造3階建

敷地面積 174,000㎡（陸上競技場周辺部含む）

施設内容	延床面積 8,770.51 m ² 大体育室、小体育室、トレーニング室等
名称	堺市金岡公園陸上競技場
所在地	北区長曾根町
設置年月	平成元年 10 月
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
施設規模	27,978 m ² 、1 周 400m×8 レーン等
名称	堺市金岡公園野球場
所在地	北区長曾根町
設置年月	昭和 34 年
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
施設規模	27,560 m ² 、3 面（軟式野球、ソフトボール）
名称	堺市金岡公園テニスコート
所在地	北区長曾根町
設置年月	昭和 40 年
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
施設規模	12,437 m ² 、14 面（砂入人工芝、うち 8 コートは夜間照明設備有り）

第6 事業状況

<利用状況> 令和2年度

		利用率 (%)	利用者数 (人)
堺市金岡公園体育館			
大体育室	専用	79.6	45,484
	共用	—	461
小体育室	専用	77.6	24,933
トレーニング室	専用	—	453
	共用	—	17,585
その他	専用	—	474
小計		—	89,390
堺市金岡公園陸上競技場	専用	64.6	40,691
	共用	—	4,544
堺市金岡公園野球場	専用	31.4	30,630
堺市金岡公園テニスコート	専用	76.7	99,003
合計		—	264,258

<収支状況> 令和2年度

(単位：円)

	金額
収入	121,442,636
指定管理料	74,534,840
利用料金	46,891,076
その他	16,720
支出	119,727,024
人件費	42,209,753
光熱水費	7,486,774
委託費	52,137,823
その他	17,892,674
収支差額	1,715,612

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書の収支状況に、以下のものがあった。

ア 算出方法の誤りなどにより指定管理業務及び自主事業のそれぞれの人件費に誤りがあった。

イ 指定管理業務の費用には、指定管理者の法人本部費用の配賦額が計上されている。しかし、当該法人本部費用に賞与引当金の計上漏れなどがあり、結果として配賦額に誤りがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘

すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、簡易専用水道検査及び一般廃棄物収集業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。